

第II部 利用ルール編： データに利用ルールを設定し よう

第4章 オープンデータで必要となる利用ルール

■ 本章の概要

- ▶ 「オープンデータ」と言えるためには、提供する公共データを情報利用者が自由に二次利用できることが重要であり、そのためには、二次利用を認める利用ルールを採用することが必要である。本章では、オープンデータにおける利用ルールの重要性について解説するとともに、利用ルールに関する国際的な動向、日本政府における動向について紹介する。

■ 本章の構成

1. オープンデータにおける利用ルールの重要性
 - ◇公共データをオープンデータとする際に、なぜ利用ルールが重要なのかを解説する。
2. 国際的なオープンデータの利用ルールの動向
 - ◇諸外国においてオープンデータについてどのような利用ルールを採用しているかについて紹介する。
3. 日本政府におけるオープンデータ利用ルールの動向
 - ◇日本の各府省のホームページに適用される予定の「政府標準利用規約（第1.0版）」の策定経緯について紹介する。また、日本のデータカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の利用ルールについて紹介する。

4.1 オープンデータにおける利用ルール的重要性

- 国、地方公共団体、独立行政法人等が保持する公共データにも著作権が発生する。著作権の発生した公共データを利用する場合は、作成機関に許諾を得なくてはならない。
- 利用ルールで二次利用が可能であることが明示されると、自由に利用できる。
- 公共データを二次利用可能な形で公開することを実現する手段は以下の3つがあるが、それぞれメリットとデメリットがある。

①公共データには原則、著作権は発生しないものとする	○ 著作権者によって差し止めや損害賠償等の権利が行使されず、自由に利用できる。米国では国等が保有する公共データには著作権はないとすることによって利活用が活発化している。 × 著作権法の改正(政府が作成したデータは著作権法の対象外とする)が必要である。
②公共データに著作権は発生するが、これを放棄する	○ 国や地方公共団体等が自ら権利を放棄することで、①と同等の効果を得ることができる。 × 著作権は、国や地方公共団体等の財産の一つであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが可能かどうか、十分に検討する必要がある。
③公共データを二次利用可能なルールで公開する	○ 公共データについて著作権者は著作権を保持したまま自由に二次利用を認める利用ルールを採用することによって、オープンデータを進めるという考え方である。①、②に比べて短期的に対応できる。

- 最も望ましいのは①だが著作権法の法改正が必要。次に望ましいのは②だが、著作権は、国や地方公共団体等の財産の一つであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが可能かどうか、十分に検討する必要がある

⇒ 本書では、短期的に対応可能な③の方法について具体的に解説する

4.2 国際的なオープンデータの利用ルールの動向

- 諸外国ではオープンデータに関する取組が進められている。
 - ▶ 利用ルールとしては、クリエイティブ・コモンズ (CC) の表示ライセンス (CC-BY) 及び、その互換ライセンスを採用している国が多く、CC-BYは事実上の国際的な標準利用ルールとなりつつある。
 - ▶ 米国は法律上パブリックドメイン、オランダは「著作権の不在宣言」(CC0)を採用して、パブリックドメインとなっている。

採用した利用ルール		国名
既存利用ルール 採用	著作権不在の宣言 (CC0)	オランダ
	表示ライセンス (CC-BY)	ドイツ、オーストラリア、 ニュージーランド 他
独自利用ルール 採用	表示ライセンス (CC-BY) 互換	イギリス、フランス、イタ リア (バージョン2.0) 他
	表示-継承ライセンス (CC-BY-SA) 互換	イタリア (バージョン1.0)